

<食事負担額(1食あたり)>

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1食につき490円	1食につき <u>510</u> 円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき230円	1食につき <u>240</u> 円
	低所得Ⅰ	1食につき110円	<u>変更なし</u>

(注1) 所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。

(注2) 流動食のみ提供する場合は除きます。

(注3) 公費医療(難病)等により、負担金額が異なる場合があります。